

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）をクリニックA（所在地・東大阪市）に送付すべきところ、誤って同じ名称のクリニックB（所在地・岸和田市）に送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

2 事案の経過

○令和6年7月23日（火）

- ・医師が書類を作成する際に、転院先クリニックAあてにすべきところ、電子カルテ上で誤ってクリニックBを選択して作成した。
- ・医師から書類送付の指示を受けた医師事務作業補助者がクリニックBへ送付した。

○7月26日（金）

- ・クリニックBからセンターの医師あてに誤送付の電話連絡を受け発覚、謝罪した。
- ・医師がクリニックAあて書類送付した。
- ・医師が患者ご家族に電話で経緯を説明、謝罪した（ご家族から 本人に伝えられ、謝罪は受け入れられた。）

○8月5日（月）

- ・クリニックBから返送された書類がセンターに到着し、適切に破棄した。

3 誤送付の原因

- ・医師が書類を作成する際、送付先クリニックの所在地確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・電子カルテ内のクリニックBを非表示設定し、未登録だった同じ名称の送付先クリニックAを新規登録した。
- ・診療情報提供書を送付する際は、転院先住所を電子カルテ上で転院先を確認するよう医師あて書面により業務改善指導を行った。